

# 高知県中学校〔春季・総体・秋季・新人（冬季）〕大会に関わる合同チーム編成規程改定

高知県中学校体育連盟

## 趣 旨

この規程は、競技力向上を目的とするものではなく、少子化に伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与えようとする趣旨のものであり、単独では出場できない学校を含む合同チームを、下記の条件で高知県中学校の大会への参加を認めるものである。

## 記

1. 合同チームは、近隣の中学校で編成し、複数の中学校でつくる一つのチームであること。
2. 学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができないとき、それぞれの学校長の判断により、近隣の中学校と合同でチームを編成することができる。（例：単独校Aで出場最低人数に足りないチームは、他の中学校Bが出場最低人数を満たしていても、A B 2校合同チームを編成することができる。また、元々、合同チームを組んでいて4月の新入生入部等により、当該チームが最低限必要人数に達した場合でも、引き続き合同チームを編成することができる。）  
ただし、合同が適正であると地区中学校体育連盟（以下、中体連）が認めた場合に限る。
3. 県大会への予選大会には、原則として地区を跨っての合同チームでは出場できない。  
ただし、県大会が自由参加（地区予選大会のない）競技で、同じ地区内だけでは出場最低人数を下回る場合に限り、地区を跨がっての合同チームの出場を認める。
4. 合同チームを編成する時は、地区中体連に登録申請書（様式1）を提出し、承認（様式2）を受ける。承認後、地区理事長が県中体連に報告する。ただし、地区を跨る合同チームの承認については、地区中体連と県中体連が審議した後、決定とする。（地区理事長は、合同チーム編成登録申請書と承認書の写しを県中体連に送付のこと）
5. 合同チームは、監督と各学校の引率教員または部活動指導員か校長が承認した外部指導者をつけ、日常的な活動を行っている部に限る。  
但し、部活動指導員・外部指導者は合同チームの代表引率・監督にはなれない。
6. チーム名は中学校の連名で表示し、大会申込書には必ず各校の学校長名等を明記して、合同チームであることを明確にすること。また、入賞の表彰状等は連名でそれぞれの学校に授与する。
7. 合同チームは、個人の部をもたない競技（種目）において編成を認め、その競技（種目）とは、バスケットボール、バレーボール、軟式野球、ソフトボール、サッカー、ハンドボールとする。
8. 出場最低人数とは以下の人数とする。

バスケットボール5人、バレーボール6人、軟式野球9人、ソフトボール9人、  
サッカー11人、ハンドボール7人
9. 特例として、次年度に中学校の統合が決定している場合は、出場最低人数に関係なく、個人の部を持つ競技（種目）において、それぞれの学校長の判断により、当該中学校同士の合同チームを編成することができる。（ただし、県総体への参加はできない）
10. 承認する期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、年度毎に登録申請すること。

附則 本規程は、平成14年2月1日これを制定し、平成14年度春季大会より実施する。

- ・平成15年1月31日一部改正。
- ・平成15年5月 2日一部改正。
- ・平成16年4月30日一部改正。
- ・平成18年2月 3日一部改正。
- ・平成20年4月25日一部改正。
- ・平成24年4月27日一部改正。
- ・平成30年2月 2日一部改正。
- ・令和 5年2月 3日一部改正